

令和 2 年 7 月 27 日

各 位

(一社)石川県建設業協会  
技 術 研 修 所  
所 長 辻 啓一

【追加開催】令和 2 年度「第 2 回登録解体工事講習会」の開催について(ご案内)

平成28年6月1日より建設業許可にかかる業種区分に「解体工事業」が新設されました。これに伴い、これまで「とび・土工工事業」の許可を受け解体工事を行っていた建設業者で、引き続き解体工事を行う場合は、令和1年5月31日までに解体工事業の許可を受ける必要があります。

また、解体工事の営業所専任技術者、監理技術者又は主任技術者となるためには、「登録解体工事講習」の受講又は解体工事に係る実務経験が必要となります。ただし、経過措置として令和3年3月31日までの間は、とび・土工工事業の技術者(既存の者に限る)が解体工事業の監理技術者等となることが認められています。

ついては、登録解体工事講習を下記のとおり開催致します。今後引き続き解体工事を行う企業にあつては、この機会に受講されますようご案内致します。

記

1. 開催日時 令和 2 年 11 月 5 日(木)  
12 時 20 分～17 時 00 分
2. 場 所 石川県建設総合センター 7階 大ホール  
(石川県金沢市弥生 2 丁目 1 番 23 号)
3. 受 付 11 時 30 分より
4. 受講料 県協会員・地区協会員 1名 9,000 円(税込)  
その他 1名 12,000 円(税込)  
(申込後に下記口座へお振込みください)
5. 振込先 北國銀行 泉支店 普通預金 72026  
石川県建設業協会技術研修所
6. 定 員 70 名(先着順、定員になり次第受付を終了します。)
7. 申込期限 10 月 5 日(月)
8. 必要書類 申込書、受講者本人の写真データ
9. 主 催 (一社)石川県建設業協会・石川県土木施工管理技士会  
(一財)全国建設研修センター

※当講習会はCPD 4 ユニット、CPDS 5 ユニット対象(現在申請中)となります。

※既に全国建設研修センターが主催する他府道県で実施予定の登録解体工事講習にお申込み済みの方は、受験地の変更はできませんので、ご了承ください。

※駐車場に限りがございますので、ご来館の際は乗り合わせにてお願い申し上げます。

【追加開催】令和 2 年度「第 2 回登録解体工事講習会」

(DVD講習)カリキュラム

令和 2 年11月 5 日(木)

【受 付 (11時30分より)】

【講習時間 (12時20分～17時00分)】

【講 義 (3.5時間)】

【講義内容 登録解体工事 DVD講習】

- ・解体工事の関係法令に関する科目
- ・解体工事の工法に関する科目
- ・解体工事の実務に関する科目

【修了試験 (0.5時間)】

## 【重要】申し込み時の注意点

### ○申込書

#### ※申込書についての注意事項

(1) 氏名・フリガナ・生年月日・本籍地・メールアドレスはお間違えないようにご注意ください。  
(上記は後日、修正可能ですが、手数料が発生致します。)

(2) 受講証は記載いただいたメールアドレスに送信されることになっております。  
会社のアドレスで統一していただくと、管理しやすいかと思います。

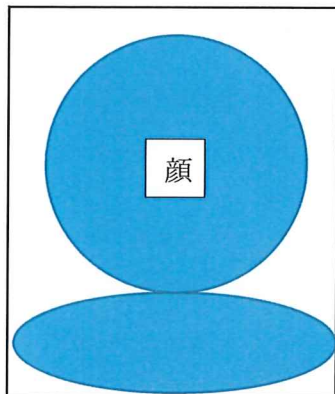
### ○受講されるご本人の写真

#### ※写真についての注意事項

(1) お手持ちの携帯等で撮影していただき、申込書と一緒にJPGデータのままメールに添付していただき、協会 坂本宛までメールにてお送りください。

※エクセル・ワード等に張り付けての送信はしないでください。

(2) 概ね肩から上を正面から撮影してください。



(3) 提出された写真が修了証に転写されます。なるべく鮮明なものをご用意ください。

※免許書や履歴書などの写真を撮影して送信するのはお控えください。

## そ の 他 注 意 事 項

(1) 申込のキャンセルは、なるべく前日までにご連絡ください。

(2) キャンセルの際の受講料については、後日協会より返金させていただきます。  
また、当日来られなかった場合でも返金をさせていただきます。  
ただし、キャンセルになった場合、振り込み頂いた受講料から、振り込み手数料を差し引いてのご返金となります。

(3) 9月25日(金)にも同様の講習会を予定しておりますので、お間違いないようにお願い致します。

## 受講対象者について

平成 28 年 6 月 1 日より改正建設業法が施行され建設業許可の業種区分として「解体工事業」が新設されました。

平成 28 年 5 月 31 日以前は「とび・土木工事業」の許可で「解体工事」を施工していたものが、今後は原則「解体工事業」の許可を取得した企業が「解体工事」を施工することとなります。

上記改正に伴い、「解体工事」に係る営業所専任技術者、監理技術者又は主任技術者の資格要件が建設業法施行規則等で定められました。

国家資格者(注)がその資格において、解体工事の営業所専任技術者、監理技術者又は主任技術者となるためには、「登録解体工事講習」の受講又は解体工事に係る実務経験が必要となります。

ただし、経過措置として平成 33 年 3 月 31 日までの間は、とび・土木工事業の技術者(既存の者に限る)が解体工事業の監理技術者等となることが認められています。

(注)以下の方が該当します。

- ・平成 27 年度以前の土木施工管理技術検定試験(1 級又は 2 級(種別「土木」))、建築施工管理技術検定試験(1 級又は 2 級(種別「建築」又は「躯体」))に合格した者

- ・技術士(建設部門又は総合技術監理部門「建設」)の 2 次試験に合格した者

※なお、上記 2 級試験の合格者の方が、特定建設業の営業所専任技術者又は監理技術者となるためには、さらに解体工事に係る指導監督的な実務業務(2 年以上)が必要となります。